

第 5508 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 7月12日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

↳ 暦年贈与サポートサービス

Q：銀行から暦年贈与サポートサービスというものを勧められました。贈与者と受贈者との贈与契約書を作成して、預金の振替サービスをするというのですが、これは、いわゆる連年贈与になりませんか？

A：次のような見解が国税庁から出されています。

【解説】

このサービスは、銀行が、契約者(贈与者)と受贈者に贈与の都度、その贈与の意思確認を行った上で、贈与契約書を作成し、その内容に基づいて贈与資金の払出し・振込(預金の振替)を行うというのですが、このサービスの申込みによって贈与契約が成立するものではなく、このサービスの「贈与資金の払出し・振込(預金の振替)」はこのサービスの契約期間中の各年に締結される贈与契約の履行として行われるものですから、このサービスに基づいて行われる贈与については、その贈与契約によって効力が生ずるものと考えられます。

したがって、このサービスに基づいて行われる贈与については、各年に締結される贈与契約の内容に基づいて、各年の贈与として贈与税の課税が行われることとなるものと解するのが相当であり、あらかじめ定期的に贈与することについて贈与者・受贈者双方の合意がなされている場合でない限り、本件サービスを利用した贈与は、「定期金給付契約に関する権利」の贈与(連年贈与)に該当するものではないと考えられます。

